

# 大気汚染防止法政省令の改正内容について

## 1 改正政令

### [1] 特定建築材料の指定（第3条の3関係）

規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加する。

従来：吹付け石綿

改正後：吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

### [2] 特定粉じん排出等作業の指定（第3条の4関係）

規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃する。

従来：耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が500m<sup>2</sup>以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50m<sup>2</sup>以上であるもの

改正後：特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

## 2 改正省令

アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等の措置を講じる。

## 3 今後の予定

施行期日（改正政令及び改正省令）：平成18年3月1日（水）